

報告 1

長与南小学校体育館改修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年3月3日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

令和7年8月1日議会において議決された長与南小学校体育館改修工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 長与南小学校体育館改修工事
- 2 契約金額 「144,848,000円」を
「144,894,200円」に変更
- 3 契約の相手方 長崎県長崎市西山2丁目8番17号
山総建設 株式会社
代表取締役 山口 周二
- 4 変更の理由 外壁改修工事における改修箇所の数等を変更したこと
に伴う増額

令和8年1月27日

長与町長 吉 田 慎

